

令和6年（2024年）4月5日
教育委員会資料
教育委員会事務局子ども・教育政策課

教育長の臨時代理による事務処理について

令和6年3月22日の教育委員会定例会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、下記のとおり事務処理を行ったので中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告する。

記

1 指示を受けた事務処理の内容

中野区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（以下「規則」という。）の一部改正手続

2 事務処理の経過

令和6年3月27日 教育長の臨時代理による規則改正の決定及び公布

3 規則改正の内容

別紙規則文及び新旧対照表のとおり

中野区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年中野区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中野区教育委員会が所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

第1条中「が所管する手続等を中野区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって条例等により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「教育委員会等」という。）が所管する条例等に基づく手続等を、中野区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改め、「又は準じて」を削り、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会等が所管する条例等に基づく手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規則の規定の例による。

第2条第2項各号を次のように改める。

- (1) 共管申請等 条例等中同一の規定に基づき複数の区の機関（条例第2条第3号ア及びイに掲げるものをいい、教育委員会等に属するものに限る。以下同じ。）に同一内容の書面等又は電磁的記録を提出すべきこととされている申請等であって、当該複数の区の機関が定めるものをいう。
- (2) 窓口機関 共管申請等が行われるべき複数の区の機関のうち、当該共管申請等が行われるべき区の機関として当該複数の区

の機関が定めるものをいう。

(3) 窓口以外の区の機関 共管申請等が行われるべき複数の区の機関のうち、窓口機関以外のものをいう。

(4) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（教育委員会教育長、教育委員会委員その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(5) 電子証明書 申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（条例第3条第1項に規定する区の機関等の使用に係る電子計算組織のうち教育委員会等の使用に係る電子計算組織において識別することができるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、教育委員会等が定めるも

の

第3条中「は、」の次に「教育委員会等が」を加え、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第9条中「教育委員会が所管する手続等を」を削り、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、「は、」の次に「教育委員会等が」を加え、同条を第18条とする。

第8条の見出しを「（条例の規定の適用を受けない手続等についての電子情報処理組織による申請等）」に改め、同条中「教育委員会が所管する手続等で」を削り、「ものについて、」を「申請等（法令及び条例等以外の規程の規定に基づき教育委員会等に対して行われる通知を含む。）、処分通知等（法令及び条例等以外の規程の規定に基づき教育委員会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）を含む。）、縦覧等（法令及び条例等以外の規程の規定に基づき教育委員会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することを含む。）及び作成等（法令及び条例等以外の規程の規定に基づき教育委員会等が書面等又は電磁的記録等を作成し、又は保存することを含む。）についての」に、「を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合は、条例及びこの規則」を「による当該申請等、電子情報処理組織による当該処分通知等、電磁的記録による縦覧等及び電磁的記録による当該作成等については、条例第3条から第6条まで」に改め、同条を第17条とする。

第7条第1項中「教育委員会は」を「教育委員会等が」に改め、「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の作成等を行うとき」を「により作成等を行う場合において」に、「を教育委員会」を「を当該教育委員会等」に、「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体をもって調製する方法」に改め、「準ずる方法」の次に「その他の方法」を加え、「をもって調製する方法により作成等を行う」を「による」に改め、同条第2項を削り、同条を第13条とし、同条の次に次の3条を加える。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第14条 条例第3条第4項に規定する規則等で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は当該申請等が行われるべき教育委員会等が別に定める措置を行うことをいう。

2 条例第4条第4項に規定する規則等で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、その情報及び当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて教育委員会等の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに記録すること又は第9条ただし書に規定する措置を行うことをいう。

3 条例第6条第3項に規定する規則等で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付すること又は当該作成等を行う教育委員会等が別に定める措置を行うことをいう。

(適用除外)

第15条 条例第7条第1号の規則等で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると教育委員会等が認めるもの
- (2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると教育委員会等が認めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと教育委員会等が認めるもの

(条例第8条に規定する規則で定める書面等及び措置)

第16条 条例第8条の規則等で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の規則等で定める措置は、同欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる

措置とする。この場合において、同欄中「行政機関等」とあるのは、「教育委員会等」とする。

第6条中「教育委員会は」を「教育委員会等が」に改め、「書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の縦覧等を行うときは、当該」を「により縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る」に、「若しくは教育委員会又は区の機関」を「、当該教育委員会等」に改め、同条を第12条とする。

第5条第1項中「教育委員会は」を「教育委員会等は」に改め、「規定により」の次に「処分通知等を」を加え、「使用して処分通知等を」を「使用する方法により」に、「を書面等により行うときに」を「につき規定した条例等の規定において書面等に」に、「、別に定めるところにより、教育委員会」を「当該教育委員会等の使用に係る電子計算組織から入力し、その情報を教育委員会等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った教育委員会等を確認するための措置を教育委員会等が別に定める場合は、この項本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

第5条第2項及び第3項を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の教育委員会等が定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会等が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行う

ことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると教育委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると教育委員会等が認める場合

第4条第1項中「使用して申請等をする」を「使用する方法により申請等を行う」に改め、「ときに」の次に「提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に」を加え、「教育委員会が必要と認める事項を、別に定めるところにより、当該」を「当該申請等が行われるべき教育委員会等が定める事項を、前条の」に改め、「であって次に掲げる機能を有するもの」を削り、同項各号を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等が行われるべき教育委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を同項の電子計算組織から入力しなければならない。
- 3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき教育委員会等が別に定める申請等については、この限りでない。

第4条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「同一」を「条例等の規定に基づき同一」に、「を複数」を「又は電磁的記録を数通」

に、「（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について」を「を行う者が」に改め、「第1項」の次に「又は第2項」を加え、「より申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出された」を「基づき、当該数通の書面等のうち1通に記載され、若しくは当該数通の電磁的記録のうち1通に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力された」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の3項を加える。

5 共管申請等を行う者が、第1項又は第2項の規定に基づき、窓口機関の定めるところにより書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、当該窓口機関及び窓口以外の区の機関に提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたものとみなす。

6 前項の規定により窓口機関に対して行われた共管申請等は、窓口機関の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルへの記録がされた時に当該窓口機関及び窓口以外の区の機関に到達したものとみなす。

7 区の機関は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録について、当該区の機関が定めるところにより、当該書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができる。

第4条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第

1 項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 7 条 条例第 3 条第 6 項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき教育委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき教育委員会等が認める場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると当該申請等が行われるべき教育委員会等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第 8 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算組織と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算組織であって当該教育委員会等が定める技術的基準に適合するものとの電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき教育委員会等の使用に係る電子計算組織と申請等をする者の使用に係る電子計算組織であって当該教育委員会等が定める技術的基準に適合するものとの電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

中野区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p><u>中野区教育委員会が所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 中野区教育委員会（以下「教育委員会」という。）若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって<u>条例等により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「教育委員会等」という。）が所管する条例等に基づく手続等を、中野区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年中野区条例第24号。以下「条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。</u></p> <p><u>2 教育委員会等が所管する条例等に基づく手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規則の規定の例による。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>共管申請等 条例等中同一の規定に基づき複数の区の機関（条例第2条第3号ア及びイに掲げるものをいい、教育委員会等に属するものに限る。以下同じ。）に同一内容の書面等又は電磁的記録を提出すべきこととされている申請等であって、当該複数の区の機関が定めるものをいう。</u></p> <p>(2) <u>窓口機関 共管申請等が行われるべき複数の</u></p>	<p><u>中野区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 中野区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する手続等を<u>中野区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年中野区条例第24号。以下「条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

区の機関のうち、当該共管申請等が行われるべき区の機関として当該複数の区の機関が定めるものをいう。

(3) 窓口以外の区の機関 共管申請等が行われるべき複数の区の機関のうち、窓口機関以外のものをいう。

(4) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（教育委員会教育長、教育委員会委員その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(5) 電子証明書 申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（条例第3条第1項に規定する区の機関等の使用に係る電子計算組織のうち教育委員会等の使用に係る電子計算組織において識別することができるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 申請等をする者又は区の機関が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、教育委員会等が定めるもの

（手続等の公表）

第3条 教育委員会は、教育委員会等が条例及びこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき教育委員会等の使用に係る電子計算組織と申請等をする者の使用に係る電子計算組織であって当該教育委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき教育委員会等が定める事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算組織から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等が行われるべき教育委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せ

（手続等の公表）

第3条 教育委員会は、条例及びこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他教育委員会が必要と認める事項を、別に定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算組織であって次に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 教育委員会の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに記録する機能
- (2) 教育委員会の使用に係る電子計算組織と通信する機能

て提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を同項の電子計算組織から入力しなければならない。

3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき教育委員会等が別に定める申請等については、この限りでない。

2 前項の申請等をする者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（教育委員会の使用に係る電子計算組織から認証できるものに限る。以下同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを教育委員会の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき又は区の機関が申請等をする場合において別に定める電子計算組織を使用して行うときは、この限りでない。

(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

(3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める電子証明書

3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項の規定により申請等をする者が行う電子署名その他の措置とする。

4 第1項の申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を、別に定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る

4 条例等の規定に基づき同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等を行う者が、第1項又は第2項の規定に基づき、当該数通の書面等のうち1通に記載され、若しくは当該数通の電磁的記録のうち1通に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたものとみなす。

5 共管申請等を行う者が、第1項又は第2項の規定に基づき、窓口機関の定めるところにより書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、当該窓口機関及び窓口以外の区の機関に提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたものとみなす。

6 前項の規定により窓口機関に対して行われた共管申請等は、窓口機関の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルへの記録がされた時に当該窓口機関及び窓口以外の区の機関に到達したものとみなす。

7 区の機関は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録について、当該区の機関が定めるところにより、当該書面等又は

電子計算組織であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、及び第2項のファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5 教育委員会は、第1項の申請等に際して、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、別に定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6 同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

電磁的記録の提出を省略させることができる。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき教育委員会等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき教育委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると当該申請等が行われるべき教育委員会等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算組織と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算組織であって当該教育委員会等が定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 教育委員会等は、条例第4条第1項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該教育委員会等の使用に係る電子計算組織から入力し、その情報を教育委員会等の使用に係る電子計算組織に備

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 教育委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、別に定めるところにより、教育委員会の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに記録しなければならない。

えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った教育委員会等を確認するための措置を教育委員会等が別に定める場合は、この項本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の教育委員会等が定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会等が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を

2 教育委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。ただし、区の機関に対して処分通知等を行う場合において、別に定める電子計算組織を使用して行うときは、この限りでない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項の規定により教育委員会が行う電子署名その他の措置とする。

交付する必要があるものがあると教育委員会等
が認める場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組
織を使用する方法により行うことが困難又は著
しく不適当と認められる部分があると教育委員
会等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 教育委員会等が、条例第5条第1項の規
定により電磁的記録に記録されている事項又は
当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場
合においては、当該縦覧等に係る事項をインター
ネットを利用する方法、当該教育委員会等の事務
所に備え置く電子計算組織の映像面に表示する
方法又は電磁的記録に記録されている事項を記
載した書類による方法により縦覧等を行うもの
とする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 教育委員会等が、条例第6条第1項の規
定により電磁的記録により作成等を行う場合に
おいては、当該作成等に係る事項を当該教育委員
会等の使用に係る電子計算組織に備えられたフ
ァイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をも
って調製する方法（これに準ずる方法その他の方
法により一定の事項を確実に記録しておくこと
ができるものを含む。）によるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第14条 条例第3条第4項に規定する規則等で定
めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、
当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併
せて送信すること又は当該申請等が行われるべき

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 教育委員会は、条例第5条第1項の規定に
より書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る
電磁的記録に記録されている事項又は当該事項
を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項
をインターネットを利用する方法若しくは教育
委員会又は区の機関の事務所に備え置く電子計
算組織の映像面に表示する方法又は電磁的記録
に記録されている事項を記載した書類による方
法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 教育委員会は、条例第6条第1項の規定に
より書面等の作成等に代えて当該書面等に係る
電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等
に係る事項を教育委員会の使用に係る電子計算組
織に備えられたファイルに記録する方法又は磁
気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項
を確実に記録しておくことができるものを含む。）
をもって調製する方法により作成等を行う
ものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を
明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に
記録した情報について電子署名を行い、当該電子
署名に係る電子証明書と併せて前項に規定する
ファイルに記録すること若しくは磁気ディスク
をもって調製すること又は別に定める電子計算
組織を使用して作成等を行うこととする。

教育委員会等が別に定める措置を行うことをいう。

2 条例第4条第4項に規定する規則等で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、その情報及び当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて教育委員会等の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに記録すること又は第9条ただし書に規定する措置を行うことをいう。

3 条例第6条第3項に規定する規則等で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付すること又は当該作成等を行う教育委員会等が別に定める措置を行うことをいう。

(適用除外)

第15条 条例第7条第1号の規則等で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

(1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると教育委員会等が認めるもの

(2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると教育委員会等が認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと教育委員会等が認めるもの

(条例第8条に規定する規則で定める書面等及び措置)

第16条 条例第8条の規則等で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の規則等で定める措置は、同欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。この場合において、同欄中「行政機関等」とあるのは、「教育委員会等」とする。

(条例の規定の適用を受けない手続等について

(他の手続等への準用)

の電子情報処理組織による申請等)

第17条 条例第3条から第6条までの規定の適用を受けない申請等（法令及び条例等以外の規程の規定に基づき教育委員会等に対して行われる通知を含む。）、処分通知等（法令及び条例等以外の規程の規定に基づき教育委員会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）を含む。）、縦覧等（法令及び条例等以外の規程の規定に基づき教育委員会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することを含む。）及び作成等（法令及び条例等以外の規程の規定に基づき教育委員会等が書面等又は電磁的記録等を作成し、又は保存することを含む。）についての電子情報処理組織による当該申請等、電子情報処理組織による当該処分通知等、電磁的記録による縦覧等及び電磁的記録による当該作成等については、条例第3条から第6条までの規定の例による。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、教育委員会等が別に定める。

附 則 （略）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第8条 教育委員会が所管する手続等で条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものについて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合は、条例及びこの規則の規定の例による。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、教育委員会が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、別に定める。

附 則 （略）